

構造計算適合性判定 電子申請手順書（試行版）

目 次

I 事前準備

I－1 予備審査	2
1 予備審査について	2
2 予備審査の申込み	3
3 予備審査の注意点	5
I－2 電子申請の使用クラウド	6
I－3 電子申請利用前の確認事項	6
I－4 電子申請利用者登録の申込み	7

II 本申請の手続き

II－1 判定申請図書等の作成（申請書ファイルの構成とファイル名称の付与ルール）	
（１）提出される電子データ（PDF）の形式	7
（２）電子データの単位及び名称	7
II－2 判定申請図書等（電子データ）の提出	8
II－3 本申請の受理	9
II－4 一部の図書の再提出等	9
II－5 予備審査終了時の図書等と同一性が認められない場合	9

III 適合判定通知書の交付等

III－1 適合判定通知書の交付	10
III－2 判定申請図書等（副本）の添付	10
III－3 確認検査機関等への判定申請図書等（副本）の提出	10

I 事前準備

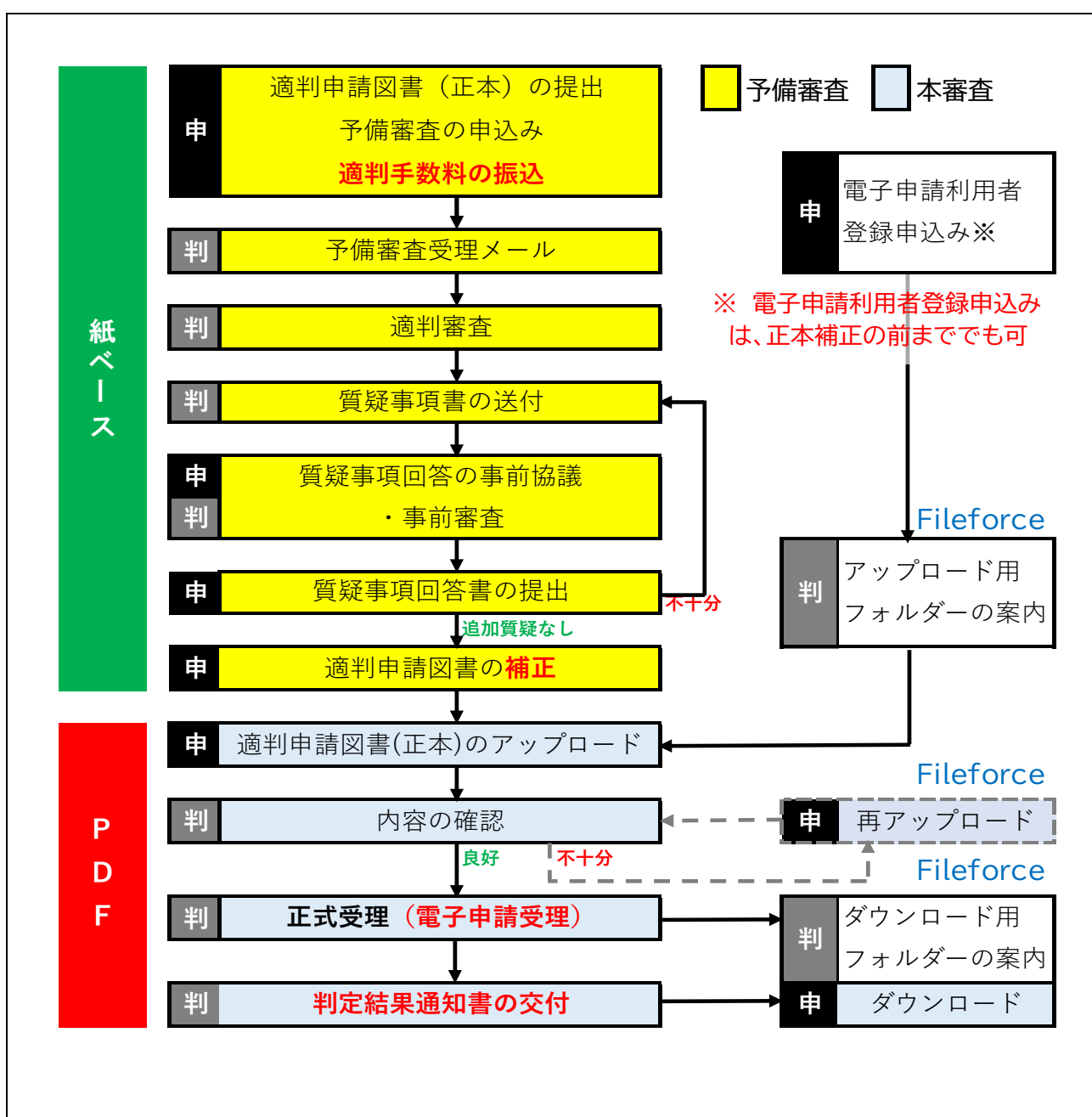
I-1 予備審査

1 予備審査について

一般財団法人熊本建築構造評価センター（以下「評価センター」という。）では、希望に応じて、予備審査を行っています。予備審査では、通常の構造計算適合性判定（以下「本審査」という。）と同様の審査を判定員が行います。

予備審査では**正本のみを紙ベース提出**していただき、予備審査終了後の時点で正本の補正をしていただくことで、本審査に移行します。本審査では、予備審査の内容が反映されていることを確認して、判定結果通知を交付します。

電子申請の場合、予備審査終了時点で補正された正本の内容に基づき電子申請を行っていただくことになります。当面は、このように、予備審査：紙申請、本審査：電子申請で運用させていただきます。



2 予備審査の申込み

構造計算適合性判定申請の図書（正本のみ）を揃え、判定手数料の納入（以下「本申請」という。）を行ったうえで、**予備審査申込書**を提出してください。なお、**予備審査申込書は、評価センターのWEBサイト（新着情報）からダウンロードできます。**

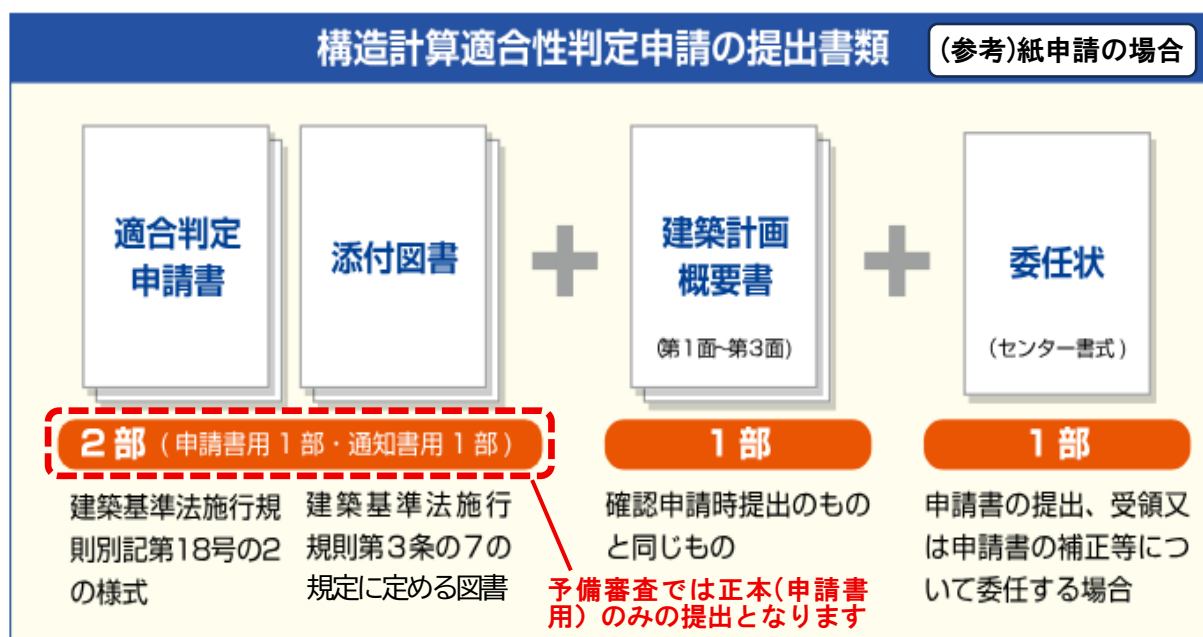
予備審査では、通常の申請時の審査（本審査）と同じ審査が行われますので、予備審査が終了して適切に申請図書が補正された場合は、本審査は、書類の整合確認のみとなります。このように予備審査から本審査に順調に移行する場合は、新たな手数料は発生しません。

なお、予備審査において計画変更が必要となり、取下げ届の提出に至った場合※、判定手数料の返金はいきませんので、ご注意ください。なお、**取下げ届が構造計算適合性判定申請書の受理後10日以内に提出された場合の手数料は、構造計算適合性判定に係る面積が200㎡以内の手数料区分に応じた額に減額することとします。（「3 予備審査の注意点」参照）**

※ 予備審査の開始時点で、本審査の仮受付となります。予備審査の段階で計画変更が必要となった場合、予備審査から本審査に移行し、本申請（本審査に係る申請）の取下げ届とともに、改めて計画変更後の計画について申請を提出していただきます。判定手数料を2度お支払いいただくこととなりますが、減額規定の要件を満たせば取り下げた案件については手数料が10万円に減額されます。

計画変更が必要となる場合の例

- ・ 確認審査機関の指摘による部材の変更（判定員の指摘と重複する場合を除く。）
- ・ 主フレームの計算のやり直し
- ・ 構造計算に影響のある面積、高さの変更
- ・ その他、軽微な変更と認められないもの



※ 構造計算適合性判定申請で添付が必要な図書は、上図のとおり規則第3条の7で定められています。その中には下記の図書も含まれますので留意していただきますようお願いいたします。

※ 図面はA3判（片面印刷）でご提出ください。

※ 複数棟申請の場合でも、図書の省略はできません。棟ごとに、申請書・添付図書・委任状をご提出ください。（計画概要書は1部で可）

① 規則1の3（表1）に掲げる図書

- ・ 付近見取図・配置図・各階平面図・床面積求積図・2面以上の立面図・2面以上の断面図
- ・ 地盤面算定表・基礎伏図・各階床伏図・小屋伏図・構造詳細図

② 意匠図や設備図等のうち、構造強度や荷重等に関する図書

構造計算適合性判定を円滑に進め、早期に適合性判定通知書を発行するために、以下のような図書の構成により提出していただきますようにご協力をお願いします。

1 図書の構成

- 1 表紙
- 2 全体目次
- 3 構造上の特徴、構造計算方針
- 4 総合所見
 - ※結果の概要、妥当性等（エラー/ワーニングへのコメントを含む）を記入してください。
- 5 仮定荷重
- 6 二次部材等の断面算定（小梁、庇、屋根ふき材、スラブ、階段、S造柱脚）
 - ※使用上の支障に関する検討（たわみ等）、屋根ふき材の緊結を含む。
 - ※S造露出型柱脚の場合は、設計フローを添付してください。
- 7 基礎の設計
- 8 杭の設計 ※杭使用の場合のみ
- 9 一貫計算図書一式
 - ① 目次
 - ② 形状図
 - ③ 入力部材リスト、使用材料等
 - ④ 計算ルート、設計方針等
 - ⑤ 荷重、外力、特殊荷重
 - ⑥ 一次設計 応力解析
 - ⑦ 一次設計 断面算定
 - ⑧ 二次設計関係一式
 - ⑨ チェックリスト、エラーデータ等
- 10 添付資料（地盤調査結果、認定書の写し等）

構造計算ソフトにより異なりますので、ソフトの目次の順番に従ってください。

2 依頼事項

- 1 図書の基本サイズはA4をお願いします。
 なお、一貫計算ソフトで出力された文字が小さく又は重なって印刷されていると、審査ができないため書類の再提出をお願いすることがあります。審査期間短縮のため、1ページ1枚（文字が判読できるサイズ）で印刷していただきますようご協力をお願いします。
- 2 全ての図書を個別に特定できるよう、ページ番号を付してください。
 （例：上記の「4 総合所見」の1ページ目の場合、〔4-1〕等）
 また、全ての図面（意匠図等を含む）に図面番号の記入をお願いします。
- 3 図書は、予備審査時点では、正1部を提出してください。
 なお、設備関係の図面に関しても、室外機の荷重の大きさや位置、耐力壁を貫通するダクトの大きさや位置を確認するためなど、構造計算の適合性を判別するために必要な図書の添付をお願いします。
- 4 判定対象建築物が複数ある場合は、建築物毎に図面（意匠図等を含む）を提出していただきますと判定が円滑に進みます。ご協力をお願いします。

3 予備審査の注意点

予備審査の開始と同時に構造計算適合性判定申請書は仮受付されます。この仮受付は、本申請の受付と同等の効果※があり、予備審査開始後に、本申請を取り下げる場合、判定手数料は返金されません。（事務的には、本申請取下げの申し出があったと同時に仮受付が本受付に移行します。）

予備審査では、本審査と同様に、原則として計画変更が認められません。計画変更が必要となった場合、予備審査から本審査に移行し、本申請（本審査に係る申請）の取下げと計画変更後の新たな構造計算適合性判定の申請が必要となります。なお、判定員の指摘に基づく計画変更で変更後の計画による予備審査の継続について判定員がやむを得ないと認めるものや、構造計算に影響のない計画変更については、本審査と同様に計画変更が認められる場合があります。また、取下げによる判定申請手数料の返金はいませんが、取下げ届が構造計算適合性判定申請書の受理後10日以内に提出された場合の手数料は、構造計算適合性判定に係る面積が200㎡以内の手数料区分に応じた額（10万円）に減額することとします。

本申請の受付と同等の効果※

仮受付は、本申請の受付ではないため、建築基準法第18条の2第4項の規定に基づいて準用する同法第6条の3第4項又は第5項の申請書を受理した日からの日数の起点にならないことが唯一の相違点です。予備審査の終了と同時に仮受付が本受付に移行し、その時点が当該起点に該当することになります。

Q 予備審査終了通知が交付されたので構造計算適合性判定申請書を提出したが、予備審査終了時と計画が部分的に異なる図書を提出した場合は、どのような取扱いとなりますか？

A

（1）通常は、予備審査申請時の図書（A）は、予備審査終了通知後に予備審査終了時の図書（B）を基に作成・提出される申請図書（C）に置き換えて本審査の事務を進めます。

しかし、予備審査終了時の図書（B）と申請図書（C）の同一性が認められない場合は、新たな申請として取り扱うため、予備審査申請時に納入された手数料①とは別に構造計算適合性判定手数料②の納入が必要です。さらに、当初予備審査申請時の図書（A）については、取下げ届を提出していただくことになります。その場合、（A）に係る手数料は10万円に減額されるので、手数料②としては、不足分の10万円を納入していただくことになります。

（A）の取下げ届が提出されない場合は、仮に申請図書（C）の手数料が別途振り込まれても、同一敷地に関する判定申請が併存することになるので、申請図書（C）の受付を保留します。

（2）申請図書（B）と申請図書（C）の同一性について疑義がある場合は、「一部の図書の再提出を求める通知書」を交付し、申請図書（C）の補正等を求めます。なお、この補正等の結果、（B）と（C）の同一性が認められる場合は、通常の事務処理へ移行しますが、同一性が認められない場合は、（1）の事務を行うことになります。

I-2 電子申請の使用クラウド

評価センターでは、構造計算適合性判定申請（本申請）において、電子データによる電子申請の受付を行っています。

電子申請による本申請の電子データの受け渡しに、「Fileforce Drive」を使用します。

なお、将来的には、予備審査から紙ベースでなく電子データのやり取りへ移行していく予定です。

Fileforceについて

Fileforce（ファイルフォース）は、企業向けのクラウドストレージサービスです。インターネットにつながっていれば、ブラウザからファイルの閲覧・アップロード・ダウンロードができます。申請に必要なファイルの受渡しを安全に行うために利用しています。

Fileforce Driveの利用にあたって

- ・ 申請者や代理人の方には、特別なアプリのインストールは不要です。
- ・ ブラウザ(Chrome／Edge／Safari)の最新版で利用可能です。
- ・ 評価センターからお送りするURLにアクセスし、ID・パスワードでログインするだけで、評価センターが設定する機能（ファイルの閲覧・アップロード・ダウンロードのいずれか）が可能となります。

I-3 電子申請ご利用前の確認事項

電子申請をご利用いただく際は、次の事項をお申込みの都度、ご確認ください。

- 建築主様へご確認ください。
「適合判定通知書」、「適合しない旨の通知書」、「適合するかどうかを決定することができない旨の通知書」及び「期間を延長する旨の通知書」は、書面で交付します。
なお、予備審査が適切に終了し、予備審査に従った申請書が提出される場合は、「適合しない旨の通知書」、「適合するかどうかを決定することができない旨の通知書」及び「期間を延長する旨の通知書」が交付されることは、ありません。
「受理書（業務約款を添付）」、「申請書等の補正又は追加説明書の提出を求める書面」、「判定申請図書等（副本）」は、電子データで交付します。
- 同計画の確認申請を行う建築主事又は建築確認検査機関と調整してください。
電子データによる「判定申請図書等（副本）」の提出が可能かをご確認ください。
- 判定申請図書等の電子データの形式は「PDF」のみです。
- 申請を手戻りなく円滑に進めるため、電子申請は、予備審査を行ったものを対象とさせていただきます。

I-4 電子申請利用者登録の申込み

本申請に先立ち、本申請に係る電子データの受け渡しを行うために、申請ごとに、「利用者登録申込書（電子申請）」をご提出ください。手順は次のとおりです。

手順1 評価センターへの連絡

予備審査終了までに「電子申請による本申請」をご希望の旨、お知らせください。

TEL:096-385-0991

E-mail:tekihan@bhckuma.or.jp（適判申請用）



手順2 「利用者登録申込書（電子申請）」の提出

「利用者登録申込書」に必要事項を記入の上、評価センターにメールでご提出ください。

- ・ 申込書の様式は、[評価センターのWEBサイト（新着情報）](#)からダウンロードできます。
- ・ 代理者様（又は代理者様と同じ建築士事務所等に所属している方）は必ずご登録ください。
- ・ 構造計算適合性判定申請書（第2面）に氏名の記載がある方、又は同じ建築士事務所等に所属している方（上限5名程度）に限り、ご登録いただけます。
- ・ 登録いただいた利用者様は、電子データのアップロード、ダウンロードが可能です。

II 本申請の手続き

II-1 判定申請図書等の作成（申請書ファイルの構成とファイル名称の付与ルール）

判定申請図書等の電子データ（PDF）の「形式」は下表1のとおりとし、電子データの「単位（図書の分割）及び名称」は下表2を標準としてください。

なお、可変性のある電子データの場合、受付等ができないことがありますので、ご注意ください。

表1 提出される電子データ（PDF）の形式

解像度	300dpi 以上
図面サイズ（意匠図、構造図）	A3判 ※ トリミング、トンボ等は設定しないでください。
構造計算書等のサイズ	A4判 ※ 一貫計算ソフトで出力された文字が小さく又は重なって印刷されていると、審査ができないため書類の再提出をお願いすることがあります。審査期間短縮のため、1ページ1枚（文字が判読できるサイズ）で印刷してください。
PDFファイル容量	60MB 以下 ※ 必要に応じて、ファイルを分冊にしてください。 分冊とする場合の名称は、次頁の「（2）電子データの単位及び名称」の③に従ってください。 （例）E26XXX_4b一貫計算書①、E26XXX_4b一貫計算書②
電子署名、タイムスタンプ	使用しない
セキュリティ機能	使用しない ※ 文書閲覧権限や印刷時のパスワード等の機能は設定しないでください。

PDFへの直接書込み	しない ※ レイヤー作成、注釈や図形描写機能による修正は行わず、可変性のない状態（電子データをPDFに再印刷する等）としてください。
------------	--

（２）電子データの単位及び名称

- ① 電子データを次表のとおり分割し、名称のルールに従って名称を付けてください。
- ② 電子データを何らかの理由で修正して再アップロードするときは、電子データの名称の末尾に(2)（当該ファイルのn回目のアップロードの場合は(n)）を付してください。
(例) E26XXX2意匠図(2)
- ③ 分冊とする場合は、名称の末尾に(n)を用いしないでください。（再アップロードの名称（上記②参照）と紛らわしいため。）
OKの例 構造図（その2）、意匠図（立面図・断面図）、構造計算書①
NGの例 構造図（2）、構造計算書（1）
- ④ 計画変更申請の場合は、図面（意匠図・構造図）名称の後に、（変更前）（変更後）を追記してください。

表２ 電子データの単位及び名称

判定申請図書等	電子データの「単位・名称」のルール	備考
判定申請書類 (A 4判) ※2	E26XXX_0委任状	判定申請図書(副本)に添付しない申請書類
	E26XXX_0建築計画概要書	
	E26XXX_0構造計算安全証明書※1	
	E26XXX_0予備審査終了通知書 ※質疑事項回答書(予備審査時)を含む。	
判定申請書類 (A 4判) ※2	E26XXX_1◇判定申請書 ※申請日は予備審査終了通知日以降の日付 E26XXX_1既存不適格調書※1	判定申請図書(副本)に添付する申請書類
意匠図 (A 3判) ※2	E26XXX_2意匠図※1※3 ※付近見取図、配置図、各階平面図、床面積求積図、2面以上の立面図、2面以上の断面図、地盤面算定表、仕上表（外部・内部）としてください。	左記以外に建具表、ELV図面など追加依頼による図面を含む。
構造図 (A 3判) ※2	E26XXX_3構造図※1※3	
構造計算書 (A 4判) ※2	E26XXX_4a構造計算書※1※3	構造計算書表紙及び一貫計算書以外の計算書
	E26XXX_4b一貫計算書※1※3	チェックリスト含む。
	E26XXX_4地質調査書※1※3	計算書と別綴じの場合
	E26XXX_4認定書評価書等※1※3	計算書と別綴じの場合
※1 複数棟の場合、データ名称の末尾に「__〇〇棟」と追記してください。 ※2 各ファイルの用紙サイズは指定されたものとしてください。また、1つのファイルの中に異なる用紙サイズのものがないようにしてください。 ※3 1つのファイル容量が60MBを超えるときは分冊にしてください。（上記③参照）		

Ⅱ-2 判定申請図書等（電子データ）の提出

判定申請図書等の電子データ（PDF）を、送信されたメール「Fileforce Projectへ招待されました」に記載されたFileforce Driveのプロジェクトフォルダーにアップロードしてください。

- アップロードする電子データの「形式」や「単位・名称」が「Ⅱ-1 判定申請図書等の作成」により作成されているかご確認ください。
※書類が整っていない場合は、メールにて、再度アップロードを依頼することがあります。
- アップロードする電子データの数に制限はありません。
- Fileforce Drive上でファイル名称は閲覧できますが、電子データの削除・上書きは

できません。誤った電子データをアップロードした場合は、評価センターあてにご連絡ください。（電話 096-385-0991）

判定申請図書等（電子データ）のFileforce Driveへのアップロードの具体的な手順などについては、操作マニュアルからご確認ください。

操作マニュアル <https://www.fileforce.jp/help/projectfolder>

Ⅱ－３ 本申請の受理

予備審査終了後、判定申請図書等の電子データが評価センターに到達した日が「申請日」となります。申請データのアップロードは24時間可能ですが、営業時間後（17時以降）に判定申請図書等をご提出された場合は、翌営業日が「申請日」となりますので、ご了承ください。

判定申請図書等をアップロードいただいた時点では、受理になりません。評価センターが申請に不備がないことの受付審査をした後、「受理」となります。

Ⅱ－４ 一部の図書の再提出等

（１）予備審査終了時の図書等との同一性に疑義がある場合

Ⅱ－３の判定申請図書等（Ｃ）と予備審査終了時の図書等（Ｂ）との同一性に疑義がある場合は、本申請の受理を保留して「一部の図書の再提出を求める通知書」をメールで代理者様に交付し、申請書等の補正等を求めます。その場合、申請書等（Ｃ）をアップロードしたものと同一Fileforce Driveのプロジェクトフォルダーにアップロードしてください。

再提出する場合のデータ名は、Ⅱ－１（２）にあるように、名称の末尾に(2)（当該ファイルのn回目のアップロードの場合は(n)）を付してください。

（例）「E26XXX2意匠図」について再提出する場合は、「E26XXX2意匠図(2)」

なお、指摘以外による判定申請図書の差替え・補正はできませんので、ご注意ください。

補正図書等の電子データが評価センターに到達した日が、「提出日」となります。営業時間後（17時以降）に補正図書等が提出された場合は、翌営業日が「提出日」となります。

（２）図書の形式、仕様、データの名称等がⅡ－１に沿ったものでない場合

申請図書等（Ｃ）と図書等（Ｂ）に同一性が認められていても、図書の形式、仕様、データの名称等がⅡ－１に沿ったものでない場合も、申請書等（Ｃ）の補正を求めますので、ご注意ください。軽度の補正の場合は、「一部の図書の再提出を求める通知書」は交付せず、メールで代理者様にお知らせします。

Ⅱ－５ 予備審査終了時の図書等との同一性が認められない場合

予備審査終了時の図書（Ｂ）と申請図書（Ｃ）の同一性が認められない場合は、新たな申請として取り扱うため、予備審査申請時に納入された手数料①とは別に構造計算適合性判定手数料②の納入が必要です。さらに、予備審査申請時の図書（Ａ）については、取下げ届を提出していただくことになります。その場合、（Ａ）に係る手数料は10万円に減額されるので、手数料②としては、不足分の10万円を納入していただくことになります。

申請図書（Ａ）の取下げ届が提出されない場合は、仮に申請図書（Ｃ）の手数料が別途振り込まれても、同一敷地に関する判定申請が併存することになるので、申請図書（Ｃ）の受付は保留されます。

Ⅲ 適合判定通知書の交付等

Ⅲ－１ 適合判定通知書の交付

特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合する場合、建築主事又は確認検査機関に「申請書第3面3欄の延べ面積・最高の高さ」の照会確認が出来次第、建築主等に判定申請図書（副本）を添えて適合判定通知書を交付します。

適合判定通知書（原本）は、書面で交付します。従来どおり、窓口でのお渡し又は代理者様に信書便で送付します。

交付手続き完了後、Fileforce Driveに適合判定通知書の写し（PDF）及び判定申請図書等（副本）の電子データをアップロードし、「ダウンロードのお知らせ」メールを送信します。

Ⅲ－２ 判定申請図書等（副本）の添付

「ダウンロードのお知らせ」メールに記載された公開URLから、判定申請図書等（副本）と適合判定通知書の写し（PDF）の電子データをダウンロードしてください。

なお、**ダウンロードの公開期限は、適合判定通知書の交付日から30日**ですのでご注意ください。
判定申請図書等（副本）の添付方法は、次のとおりとします。

判定申請図書等（副本）の電子データが、原本（元データ）と同一であることを視覚的に確認できる方法として、副本データに、適合スタンプ等の画像を付与します。

判定申請図書等	付与される適合スタンプ等
判定申請書（第1面）	<div>受付スタンプ</div>  <div>適合スタンプ</div> 
申請書（第2・3面） 構造図（全ての図面） 構造計算書（全ての頁） 一貫計算書（全ての頁） 追加説明書（全ての頁）	<div>適合スタンプ</div> 

判定申請図書等（電子データ）のFileforce Driveからのダウンロードの具体的な手順などについては、操作マニュアルからご確認ください。

操作マニュアル <https://www.fileforce.jp/help/projectfolder>

Ⅲ－３ 確認検査機関等への判定申請図書等（副本）の提出

Fileforce Driveからダウンロードした、適合判定通知書の写し（PDF）及び判定申請図書等（副本）を確認検査機関等に提出してください。

具体的な提出方法については、確認検査機関等にお問い合わせください。

評価センターから**確認検査機関等への判定申請図書等（副本）の直接送付は実施していません**ので、ご了承ください。